

掲載日	区部等	件名	質問事項	回答
2019/5/7	圧入式	タイプ別の積算代価について	低耐荷力圧入方式はタイプⅠ～Ⅵとなっていて、積算代価表はタイプ毎にはなっていませんが、代価表の構成や歩掛等は各タイプ(各工法協会)に準じていないのでしょうか？ (旧版と同様に標準的なものを使用しているのでしょうか？)。	圧入方式では、積算の代価表は共通となっています。入力項目で異なるものとして機械器具損料がタイプ別となります。タイプと工法の関係については設計積算要領の巻末一覧表をご確認ください。
2019/4/16	全般	当該要領書だけで積算ができますか	本要領書により積算を予定しておりますが、この資料のみで積算が可能でしょうか。	労務費や機械器具損料の単価などは掲載されていませんので、別途準備する必要があります。
2019/4/12	補助工法	通過立坑部の抗口防護範囲について	推進を行うにあたって、発進立坑と到達立坑の間に通過立坑を設けた場合について教えてください。 通過立坑の出口側となる抗口防護薬液注入範囲は、どの程度必要となるのでしょうか。 ①発進抗口程度 ②到達抗口程度	立坑抗口防護範囲ですが、到達・発進では、掘進機や坑口に与える影響など、それぞれ目的が異なりますので最小改良範囲の考え方としてはご質問の①(発進抗口程度)となります。また当協会では最小範囲の提案であり、地盤条件によっては変わる場合がありますので注意ねがいます。
2019/4/9	泥水式	低耐荷力泥水式一工程(タイプⅠ)の立坑、仮設備について	低耐荷力管推進工法編(2018改定版) 低耐荷力泥水式一工程(タイプⅠ)について ①P148 表4-1-10(小型立坑)の小型立坑とはなにを示しますか？ ②P149 表4-1-11(標準立坑)の標準立坑とはなにを示しますか？ ③φ2000の鋼製ケーシングはどちらにあてはまるのか？ ④P154 B-4注入設備工とは？2016年版の何にあたるのか？ ⑤P155 B-2仮設備工・C-2-5 分割の考え方を教えていただきたい。発進立坑φ2000 到達立坑φ1500 推進管φ200の場合何分割になるのか？ ⑥C-2-5-2～3'は2016年版までの先導耐掘付撤去工にあたるのか？2016版には分割回収の場合とのみ記載されていた。 ⑦C-2-7は分割する場合にのみ計上するのか？ ⑧C-2-8は施工延長が耐用延長以下であれば計上不要ということか？	①・P141 発進立坑(分割発進)の立坑です。(円形φ1.5mについては、工法協会へ問合わせる) ②発進立坑(1体発進)の立坑で、先導体を分割せず、2.0m管を使用する立坑です。 ③ ①②よりφ2000の鋼製ケーシングは、ケーシング立坑となります。 ④ 2018年改訂版では、泥水式タイプⅠ工法は、滑材注入の設備撤去を別途計上しています。 ⑤発進は二分割です。 ⑥2016年改訂版では、分割発進はありませんでした。 ⑦分割し、次のスパンで使用する場合に計上します。 ⑧泥水式タイプⅠ工法では、掘進機ビット補修費を掘進延長分計上するので、P173の C-2-8 で1m当りの単価を算出し、B-2仮設工 掘進機ビット補修で掘進延長分を計上します。
2019/4/9	全般	複数スパンでの日進量の考え方について	先導体や推進装置の供用日数の考え方についてですが、2スパン施工する場合でも、単独スパンの算出方法で2回計上したほうが供用日数は短くなるのではないかと疑問に思っております。	供用日数は、現場搬入時から現場搬出までの期間を表します。図書では、現場内に機械等を連続して利用している場合で、搬入・搬出によりそれぞれ単独で行う場合はご質問のとおりとなります。
2019/4/1	全般	1スパン内の異なる土質がある場合に日進量について	同一路線内(全長125m)の50mを粘性土・砂質土(A)、75mを粗石混じり礫質土(C)に分類しようとしています。(全てA区分またはすべてC区分にするには、過剰すぎると判断)そうした場合、日進量として本要領のP331記載の5.3 平均日進量の算出例を使用し、日進量を決めようと検討しています。しかし、算出例にも記載の通り、「曲線区間を含む場合」とあります。今回路線は全て直線区間になります。ただ、式を拝見しますと、加重平均をとっているようにも解釈しています。 直線区間ですが、A区分の日進量、C区分の延長および日進量を5.3の式へ代入し、日進量を算出しようと検討しています。このような、算出方法を行うケースはありますか？	協会では、同一スパン内対象土質条件が異なる場合の日進量は特に定めていません。 ※互層の場合は、はカッターヘッドの構造など使用する機器等異なる場合があるので、検討している工法協会に確認することをお勧めします。 トラブルの発生による掘進不能などの例も多くあります。
2019/2/26	車上プラント	車上プラントを使用する場合の推進工の日進量の補正について	推進区間の標準的な工程の推進工は(掘進延長÷日進量)とあります。 p.192の下記に備考3. 車上プラントを使用する場合の推進工の日進量は、補正日進量を適用する。 ・2013年改訂版では、推進区間の標準的な工程の推進工は(掘進延長÷(補正)平均日進量)と記載されているようなのですが、積算要領が変わったのでしょうか？ ・今現在、補正日進量は計上されないという事でしょうか？	2016年版では、車上プラントの記述を一旦削除させていただいたのですが、2013年版では車上プラントでの補正を掲載していたために備考記述が残ってしまったものです。 最新2018年版では、車上プラントや道路使用許可などにより、通常8時間稼働から制限される時間を加味した補正係数で日進量を調整する内容で整理した内容で掲載していますのでご確認ください。
2019/2/18	機械器具損料	掘進停止による供用日の延長により基礎価格をオーバーしてしまう場合の限度額について	掘進機の損料は1現場あたり点検・整備費+供用日当り損料×供用日数より算出すると思いますが、供用日当り損料×供用日数が掘進機の基礎価格を超過してしまう場合は、基礎価格を限度額と考えてよいのでしょうか？ 通常、基礎価格を超えるようなことはありませんが、現場にて推進が停止してしまうような状況とします	『当協会では推進工程の停止(一時中止)期間中での、現場にある機器については計上すべきと提案していますが、限度額については特に定めていません。



掲載日	区部等	件名	質問事項	回	答